

マイナ免許証をご希望の方へ

マイナ免許証を取得した**後**、マイナンバーカードの

- ・有効期間満了日まで3か月未満
- ・カード券面の追記欄の余白がなくなる



を理由に交付申請をするとき、新しいマイナンバーカードに
免許情報を引き継ぐためには
下記 **STEP1→2** の順に手続きをしてください。

【免許情報引き継ぎの対象外となる申請】

- ・紛失、破損、失効（有効期限切れ）等での申請
- ・郵送、証明写真機、特急発行での申請

※ 市区町村窓口での **STEP2** 以外の交付申請も、**対象外です**。



STEP 1

署名用電子証明書を提出

※ マイナ免許証の取得時等、事前に免許窓口で警察の端末に6～16桁の暗証番号を入力

STEP 2

個人番号カードオンライン申請サイトから交付申請

なお、申請サイトでは、

- ・マイナ免許証の継続利用を希望
- ・免許情報記録番号（12桁）を入力
- ・署名用電子証明書の発行を希望

- ・新規にマイナ免許証を取得する前に **STEP 2** の手続きをしてしまうと、免許情報が引き継がれていない新しいマイナンバーカードが交付され、その後の免許更新等の手続きはできません。
- ・免許情報が引き継がれなかった場合は、埼玉県警察HPをご覧ください。



埼玉県警察HP

埼玉県警察